

平成 2 9 年度

指定管理者監査の結果報告書

中津川市監査委員

中 監 査 第 4 9 号
平 成 3 0 年 3 月 1 2 日

中津川市長 青山 節児 様
中津川市議会議長 大堀 寿延 様

中津川市監査委員
鷹見 幸久
櫛松 直子

平成29年度指定管理者の監査結果について

平成29年度の指定管理者の監査を地方自治法第199条第7項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

1	監査の対象及び監査の期日	1
2	監査の方法	1
3	監査の結果	2

1 監査の対象及び監査の期日

当年度の指定管理者監査は、平成28年度に市の公の施設の指定管理を行った団体のうちから抽出した次の団体について実施した。

実施日	団体名	対象施設	指定管理料の額	担当課
1月17日 (水)	特定非営利活動法人 やさかイキイキ倶楽部	中津川市坂下総合体育館	9,956,388円	生涯学習スポーツ課 (坂下総合事務所)
1月17日 (水)	きりら坂下運営協議会	中津川市坂下交流促進施設	2,330,000円	観光課 (坂下総合事務所)
1月18日 (木)	一般財団法人 中津川市文化協会	中津川文化会館	19,854,000円	文化振興課
1月23日 (火)	特定非営利活動法人 中津川市体育協会	中津川公園・中津川市東美濃ふれあいセンター	148,600,000円	生涯学習スポーツ課

2 監査の方法

平成28年度における指定管理者である団体の現金出納等に関する事務、事業の執行及び事業目的等について監査を行った。

監査にあたっては、団体から提出された協定書の写、事業計画書、事業実績報告書、予算・決算書を参考に、会計帳簿、その他関係書類について監査し、併せて団体責任者等及び担当課の説明を聴取すると共に、現地調査を行った。

団体別の監査結果については、次のとおりである。

I 特定非営利活動法人 やさかイキイキ倶楽部

1 監査の対象

中津川市坂下総合体育館

2 監査の期日

平成30年1月17日（水）

3 指定管理料の額

9,956,388円

4 事業の概要

中津川市坂下総合体育館は、市民の体力と健康の増進及びスポーツの振興を図るために設置された施設である。これらの施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人やさかイキイキ倶楽部が指定管理者となっている。（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）

その主な業務は、次のとおり

- (1) 管理施設の使用の許可等に関する業務。
- (2) 管理施設の使用許可の取消し等に関する業務。
- (3) 管理施設の維持管理に関する業務。
- (4) 管理施設の運営に関する業務。

5 経理の状況

○ 平成28年4月1日～平成29年3月31日

・収入決算額	10,406,332円
うち指定管理料	9,956,388円
施設使用料（減免補填）	314,010円
その他収入	135,934円
・支出決算額	10,021,587円
・収支差引額	384,745円

6 監査の結果

総合体育館の指定管理について、適正に行われていることを検証することはできなかった。予算執行報告書の内容が不明確であり、支出に関する証拠書類が監査時点で整備されておらず、指定管理料の金額を示す資料も提示されなかった。

当団体は、指定管理事業の他、スポーツ振興くじ助成事業（toto）を活用した補助事業等複数の事業を行っており、会計上の仕分けが必要である。しかし、明確な根拠に基づく会計の仕分けについて納得できる説明もなかった。

市の主管課の監督責任も問われると共に、指定管理のあり方について再考する必要がある。

II きりら坂下運営協議会

1 監査の対象

中津川市坂下交流促進施設

2 監査の期日

平成30年1月17日（水）

3 指定管理料の額

2,330,000円

4 事業の概要

中津川市坂下交流促進施設は、地域の恵まれた農村資源の活用と都市との交流による地域の活性化を図るために設置された施設である。これらの施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、きりら坂下運営協議会が指定管理者となっている。（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで）

その主な業務は、次のとおり

（1）管理施設の維持管理に関する業務。

（2）管理施設の運営に関する業務。

5 経理の状況

○ 平成28年4月1日～平成29年3月31日

・収入決算額	22,459,976円
うち指定管理料	2,330,000円
施設使用料	4,250,820円
その他収入	15,879,156円
・支出決算額	22,608,660円
・収支差引額	-148,684円

6 監査の結果

指定管理に係る経理は適正に行われ、証拠書類等も適正に管理されているものと認められた。

平成31年度から指定管理料は支払われなくなるため、収益力を向上させなければならない。そのためには、そば打ち体験をはじめとする自主事業等の拡大が不可欠である。今後も引き続き各種媒体を活用した広告等の営業努力に努められるとともに、他の道の駅や観光事業者との連携を強化し、団体客やインバウンドの誘客に努められたい。

あわせて、保守点検料の経費の削減を図る等、自立に向けた取り組みを一層検討されたい。

Ⅲ 一般社団法人 中津川市文化協会

1 監査の対象

中津川文化会館

2 監査の期日

平成30年1月18日（木）

3 指定管理料の額

19,854,000円

4 事業の概要

中津川文化会館は、地域住民の文化活動の振興を図り文化水準を向上するために設置された施設である。これらの施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、一般財団法人中津川市文化協会が指定管理者となっている。（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）

その主な業務は、次のとおり

- (1) 管理施設の使用の許可等に関する業務。
- (2) 管理施設の使用許可の取消し等に関する業務。
- (3) 管理施設の維持管理に関する業務。
- (4) 管理施設の運営に関する業務。

5 経理の状況

○ 平成28年4月1日～平成29年3月31日

・収入決算額	30,323,960円
うち指定管理料	19,854,000円
施設使用料	6,272,810円
減免補填額	4,101,320円
その他収入	95,830円
・支出決算額	30,121,034円
・収支差引額	202,926円

6 監査の結果

当団体には、文化振興事業の運営ノウハウが蓄積されており、指定管理者として文化施設の管理運営を担うことにより市民の文化、芸術活動の活性化に貢献している。

指定管理に係る経理は適正に行われ、証拠書類も適正に管理されているものと認められた。しかしながら、将来の修繕に備えるために計上している修繕引当金について明確な根拠がなく、利益調整とも受け取られかねない決算内容となっている。今後改善を要すると思われる。

IV 特定非営利活動法人 中津川市体育協会

1 監査の対象

中津川公園・中津川市東美濃ふれあいセンター

2 監査の期日

平成30年1月23日（火）

3 指定管理料の額

148,600,000円

4 事業の概要

中津川公園・中津川市東美濃ふれあいセンターは、スポーツ活動の活性と文化芸術に親しみ自主的で活発な活動を築くために設置された施設である。これらの施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人中津川市体育協会が指定管理者となっている。（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）

その主な業務は、次のとおり

- (1) 管理施設の使用の許可等に関する業務。
- (2) 管理施設の使用許可の取消し等に関する業務。
- (3) 管理施設の維持管理に関する業務。
- (4) 管理施設の運営に関する業務。

5 経理の状況

○ 平成28年4月1日～平成29年3月31日

・収入決算額	178,521,640円
うち指定管理料	148,600,000円
施設使用料	15,419,680円
減免補填額	12,800,000円
その他収入	1,701,960円
・支出決算額	177,469,647円
・収支差引額	1,051,993円

6 監査の結果

当団体は、施設管理の上で蓄積したノウハウを持っており、指定管理者として施設の管理運営を担うにふさわしい団体である。経営の面で高いコスト意識を持ち、職員の意識改革にも積極的に取り組んでいる。これにより、施設利用者数、使用料収入ともに増加しており、施設の有効活用にもつながっている。

しかしながら、利用料金減免補填金について、精算処理がなされていないことが認められた。主管課との協議によって両者の合意は得られているものの、年度協定書第5条において精算が定められており、これを遵守しなければならない。

また、施設修繕においても、10万円以上の修繕は市が負担するものとされているが、当団体が負担している状況も認められた。これについても改善を要すると思われ、基本協定の内容を遵守されたい。